

## 日本在宅血液透析学会賞・優秀演題賞選考内規

1. 日本在宅血液透析学会（以下「本学会」という）の公式学術誌および内外の学術雑誌に掲載された在宅血液透析に関する本学会会員の優秀な研究の原著論文や本学会学術集会にて発表された優秀な演題に対してそれぞれ日本在宅血液透析学会賞、優秀演題賞を与える。
2. 優秀論文・演題数は、原則として年間、学会賞 1 編、優秀演題賞 2 題以内とする。
3. 優秀論文・演題の選考は、本学会学術委員会（以下「学術委員会」という）が行う。
4. 優秀論文は前年の本学会の公式学術誌および内外の学術雑誌に掲載された論文を対象とし、学術委員会が数編の候補論文を選ぶ。またこれとは別に学術委員会は本学会会員から自薦・他薦により応募論文を公募し、独自に候補論文に加えることができる。ただし、公募論文には所属施設以外の 2 名の評議員の推薦状と推薦理由書を添付する。尚、推薦は 1 人 1 編とする。投票は学術委員会の候補論文と公募論文を対象として行われる。  
優秀演題は当年の本学会学術集会において発表された一般演題を対象とし、投票を行う。
5. 評議員は、優秀論文に対し 1 人 2 票（1 位および 2 位）の投票権を有し、定められた日までに記名投票を行う。優秀演題に対しても 1 人 2 票（1 位および 2 位）の投票権を有し、当該の学術集会期間中に学術委員会が指定する方法にて投票を行う。  
ただし、優秀論文・優秀演題とも第一候補者と同じ所属施設の評議員はそれに投票することはできない。
6. 投票締め切り後、優秀論文に対しては、原則として 2 週間以内に学術委員会にて開票し、選考対象論文を決定する。優秀演題に対しては、当該学術集会期間中に学術委員会にて開票し、選考対象演題を決定する。
7. 学術委員会は評議員の投票結果を基に選考対象論文・演題より日本在宅血液透析学会賞および優秀演題賞を決定する。
8. 本学会学術集会において学会賞、優秀演題賞の著者・演者を表彰する。学会賞には賞状、副賞を、優秀演題賞には賞状、副賞を贈る。
9. 学術委員会の選考経過については公表しない。
10. 本内規に疑義が生じた場合は、学術委員会において決定する。
11. この内規の改正には理事会の承認を必要とする。
12. この内規は令和 3 年 3 月 1 日から施行する。